（独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正）

第百二十六条　独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第九条を次のように改める。

（理事の任期）

第九条　理事の任期は、二年とする。

第十二条中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改める。

第十六条中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

第十八条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

（独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部改正）

第百二十七条　独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十五条第二項を削り、同条第三項中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十八条第二項を削る。

第十九条中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。

第二十二条第二号中「第六項又は第十八条第一項」を「第五項又は第十八条」に改める。

第二十三条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削る。

第二十七条第三号中「第六項又は第十八条第一項」を「第五項又は第十八条」に改める。

（独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第百二十八条　独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

（がん対策基本法の一部改正）

第百二十九条　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「独立行政法人国立がん研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター」に改める。

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正）

第百三十条　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律

第二条第一号中「独立行政法人国立がん研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター」に改め、同条第二号中「独立行政法人国立循環器病研究センター」を「国立研究開発法人国立循環器病研究センター」に改め、同条第三号中「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」に改め、同条第四号中「独立行政法人国立国際医療研究センター」を「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」に改め、同条第五号中「独立行政法人国立成育医療研究センター」を「国立研究開発法人国立成育医療研究センター」に改め、同条第六号中「独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改める。

第三条第一項中「独立行政法人国立がん研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター」に改め、同条第二項中「独立行政法人国立循環器病研究センター」を「国立研究開発法人国立循環器病研究センター」に改め、同条第三項中「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」を「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター」に改め、同条第四項中「独立行政法人国立国際医療研究センター」を「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」に改め、同条第五項中「独立行政法人国立成育医療研究センター」を「国立研究開発法人国立成育医療研究センター」に改め、同条第六項中「独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二　第二条各号に掲げる国立研究開発法人（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第四条第一項中「第二条各号に掲げる独立行政法人（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）」を「国立高度専門医療研究センター」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十条第一項中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に改め、同条第二項中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）」に改める。

第二十条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十一条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十三条第二項を削る。

第二十五条第二号中「第六項又は第二十三条第一項」を「第五項又は第二十三条」に改める。

第二十七条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削る。

第三十条第三号中「第六項又は第二十三条第一項」を「第五項又は第二十三条」に改める。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第百三十一条　次に掲げる法律の規定中「独立行政法人通則法」を「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法」に改める。

一　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第十六条第一項の表第一号

六条第一項の表第一号

二　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第十六条第一項の表第一号